



税務・労務に役立つ NEWS

# 事務所通信

1  
2024

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki\_kaikei@lake.ocn.ne.jp

新年、明けましておめでとうございます。

旧年中はひとかたならぬご厚情にあずかり誠に有難うございました。

新たな年を迎え皆さまにとって本年にご多幸がありますようお祈り致しております。

それでは、今月の事務所便りをお届けします。

## 改正情報

### 賃上げ強化税制など 2024 年度与党税制改正大綱を発表

2024 年度与党税制改正大綱が 12 月 14 日、公表されました。来年度税制改正では、物価上昇を上回る賃金上昇の実現を最優先課題としました。1 人当たり 4 万円の所得税などの定額減税のほか、賃上げ税制を強化し、賃上げにチャレンジする企業の裾野を広げます。さらに、中小企業の中堅企業への成長を後押しする税制も組み合わせることで、賃金が物価を上回る構造を実現し、国民がデフレ脱却のメリットを実感できる環境を作るとしました。

所得税・個人住民税の定額減税は、納税者（合計所得金額 1805 万円超（給与収入のみの場合、給与収入 2000 万円超に相当）の高額所得者は対象外とする）及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき、2024 年分の所得税 3 万円、2024 年度分の個人住民税 1 万円の減税を行うこととし、2024 年 6 月以降の源泉徴収・特別徴収等、実務上できる限り速やかに実施します。定額減税による個人住民税の減収額は、全額国費で補填します。

賃上げ促進税制の強化については、賃上げのけん引役として期待される従業員数 2000 人超の大企業について、継続雇用者の給与等支給額の増加に応じた控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件を創設し、従来の 4%に加え、5%、さらには 7%の賃上げを促していきます。中小企業においても、新たに繰越控除制度を創設し、これまで制度を利用できなかった赤字企業に対しても賃上げにチャレンジする後押しをします。

経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直しでは、子育て世帯等に対する住宅ローン控除を拡充します。子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、新築等の認定住宅については 500 万円、新築等の ZEH 水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については 1000 万円の借入限度額の上乗せ措置を講じます。また、子育て世帯においては、新築住宅の床面積要件について合計所得金額 1000 万円以下の者に限り 40 平方メートルに緩和します。

そのほか、外形標準課税については、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例がみられることから、現行基準（資本金 1 億円超）は維持しつつ、前事業年度に外形標準課税の対象だった法人が資本金 1 億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超える場合には外形標準課税の対象とします。この見直しは、外形標準課税の対象を中小企業に広げるものではないとしています。なお、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、法人税に税率 4~4.5%の新たな付加税を課し、国税のたばこ税についても 1 本当たり 3 円の引上げを段階的に実施するという 2023 年度税制改正大綱に則って取り組みますが、増税を始める時期については、「適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる」ことを 2024 年度税制改正関連法案の附則において明らかにするとし、明示を見送りました。

次月以降で、随時、改正内容についてお知らせ致します。